No.8 市税だより

問い合わせ ☎876−1234

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・・・・市民税課　内線（2211～2217）
●固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること・・・・資産税課　内線（2261～2265）
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・納 税 課　内線（2315・2318）

今回は、平成24年度から実施する市税のコンビニ納付・ペイジー納付と、軽自動車税に関する手続、土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧についてお知らせします。

■市税のコンビニ納付・ペイジー納付が始まります

平成24年4月より、市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、これまでの金融機関に加えて、全国のコンビニやゆうちょ銀行（郵便局）、ペイジー（インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM）でも納付することができるようになります。

なお、納付書の様式が下記のとおり変更になりますので、ご確認ください。

【 納付書新様式 】

※コンビニはバーコード印字（※①）がある納付書、ペイジーはペイジーマーク（※②）がある納付書が対象です。

1 コンビニを利用する場合

○納付書にバーコード（※①）が印字されているか確認してください。
（コンビニでご利用できない納付書は、バーコードが印字されていません。その場合、金融機関等をご利用ください。）
○納付書一枚につき30万円を超える場合はご利用になれません。
○納期限経過後の納付書はご利用できません。
○納付書は汚さないよう（特にバーコード部分）、ご注意ください。
○手数料はかかりません。

利用できる店舗（国内の店舗に限る）

ローソン、ファミリーマート、ココストア、エブリワン、くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー（順不同）

2 ペイジーを利用する場合

ペイジーとは、これまで納付書と現金を持って金融機関等の窓口で支払っていた税金を、インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから、「いつでも・どこでも・かんたんに」お支払いできるサービスのことです。

【金融機関別ペイジー対応表】　平成24年2月1日現在

金融機関名	パソコン	モバイル（携帯）	ATM
琉球銀行	○	○	×
沖縄銀行	○	○	×
沖縄海邦銀行	○	○	×
沖縄県労働金庫	○	○	×
コザ信用金庫	○	○	×
沖縄県農業協同組合	○	○	×
ゆうちょ銀行（郵便局）	○	○	○

○納付書にペイジーマーク（※②）が印字されているか確認してください。
○ペイジーマークのある金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）のATMでご利用できます。
○インターネットバンキング、モバイルバンキングもご利用できます。（別途、利用する金融機関と利用契約が必要になります。）
○手数料はかかりません。（一部の金融機関によっては、手数料等がかかる場合があります。）
○インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合は、別途通信料等がかかります。
○納付書に領収印は押されませんので、「ご利用明細」等は、大切に保管してください。
○軽自動車税の支払手続を納期限内にされた方については、継続検査用の納税証明書を後日お送りしますが、お手元に届く前に車検を受ける必要がある方は、金融機関等の窓口でお支払いください。

ペイジーの利用方法

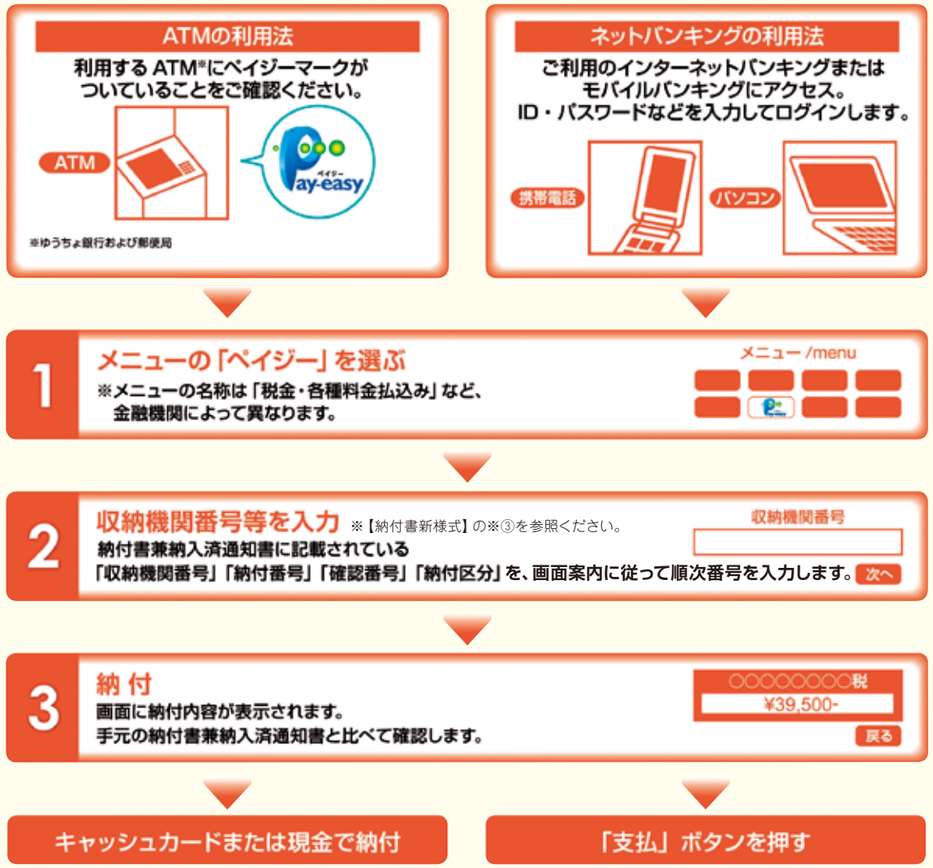

※ ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページ（http://www.pay-easy.jp）をご覧ください。